

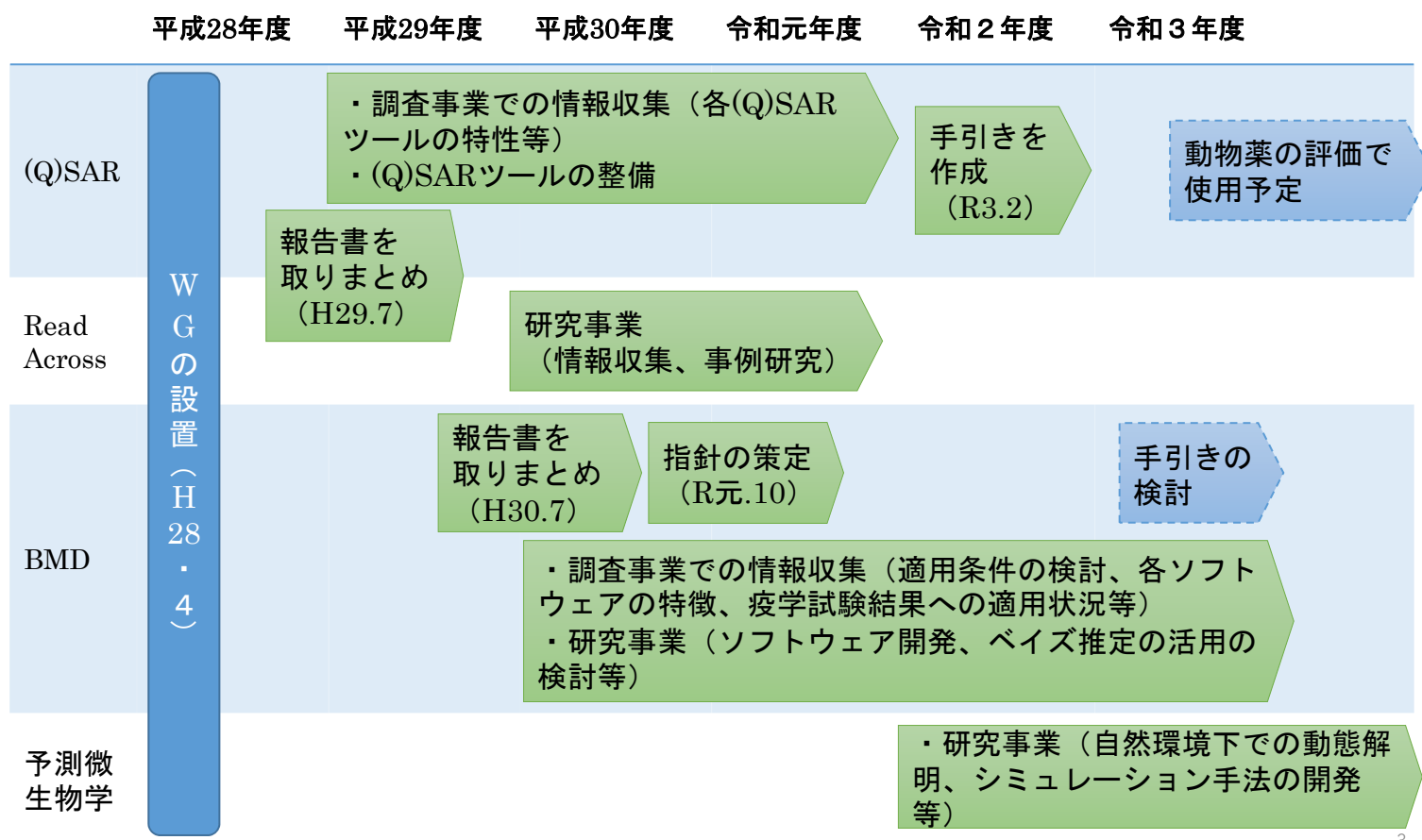
評価技術企画WGにおける 検討状況について

1

評価技術企画WGについて

- リスク評価に資する最先端の技術をどのようにリスク評価の実践に導入するかについて分野横断的に検討するため、平成28年4月に設置。
- WGの設置当初に、検討課題として想定されていたものは、(Q)SAR、ベンチマークドーズ（BMD）法、食中毒菌の定量評価に資する評価技術（予測微生物学）など
（詳細は参考資料1を参照）

評価技術企画WG設置以降の動き



これまでの成果①

- (Q)SAR及びRead acrossに関する国内外の現状、これらの評価方法の活用に向けた課題を整理し、「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR 及びRead across の利用～（平成29年7月）」を取りまとめ。
- 国内外におけるBMD法の活用状況を把握するとともに、食品安全委員会が、引き続き一貫性及び透明性をもって同法を活用するための課題を整理し、「新たな時代に対応した評価技術の検討—BMD法の更なる活用に向けて—（平成30年7月）」を取りまとめ。

これまでの成果②

- 化学物質に係る食品健康影響評価において、BMD法を活用して適切なPOD (Point of Departure) を求める場合の基本的な考え方、手順等を整理した「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針 [動物試験で得られた用量反応データへの適用] (令和元年10月)」を取りまとめ。
- 食品健康影響評価での(Q)SARの活用を円滑に進めるため、(Q)SARの予測結果を食品健康影響評価で活用するに当たっての標準的な実施手順を定めた「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き (令和3年2月)」を取りまとめ。

5

策定した指針等の活用①

BMD法について

- 令和3年9月の「添加物に関する食品健康影響評価指針」の全部改正において、令和元年10月に策定された「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」が引用された。
- 実際の活用については、試験等で得られた結果を踏まえて、BMD法を適用するかどうかを各専門調査会等で議論。

策定した指針等の活用②

(Q)SARについて

- 暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）の検討の際に、この考え方をを用いる評価については、(Q)SARも活用することが了承されている。
- 今後、どの成分で(Q)SARを活用するかについて議論される予定。
- 活用にあたっては、(Q)SAR変異原性評価チームにもご協力いただく予定。

7

今後の本WGにおける検討事項（案）

- 策定した「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」を補完する手引き（年度内目途に審議終了）
- ベイズ推定を活用したBMD法（研究事業を実施中（R2～R3））
- 疫学試験データに対するBMD法の活用について（使用する可能性が高いと考えられる汚染物質について、疫学研究を含むリスク評価に利用するデータの妥当性の判断等に関する研究事業を実施予定（R3～R4））